地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分	加減調整部分			乗除調整部分
				連携施設を設定しない場合	食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合	常態的に土曜日に閉所する場合	定員を恒常的に超過する場合
百分の十五地域	20人から30人まで	三号	一、二歳児	820	（基本部分＋夜間保育加算＋処遇改善等加算（基本分単価及び夜間保育加算に係るものに限る。））×13/100	（基本部分＋障害児保育加算＋夜間保育加算＋処遇改善等加算（基本分単価、障害児保育加算及び夜間保育加算に係るものに限る。））×7/100	91/100
			乳児				
	31人から40人まで	三号	一、二歳児	610	（基本部分＋夜間保育加算＋処遇改善等加算（基本分単価及び夜間保育加算に係るものに限る。））×12/100	（基本部分＋障害児保育加算＋夜間保育加算＋処遇改善等加算（基本分単価、障害児保育加算及び夜間保育加算に係るものに限る。））×7/100	98/100
			乳児				
	41人から50人まで	三号	一、二歳児	490	（基本部分＋夜間保育加算＋処遇改善等加算（基本分単価、三歳児配置改善加算及び夜間保育加算に係るものに限る。））×16/100	（基本部分＋障害児保育加算＋夜間保育加算＋処遇改善等加算（基本分単価、障害児保育加算及び夜間保育加算に係るものに限る。））×7/100	95/100
			乳児				
	51人から60人まで	三号	一、二歳児	410	（基本部分＋夜間保育加算＋処遇改善等加算（基本分単価及び夜間保育加算に係るものに限る。））×15/100	（基本部分＋障害児保育加算＋夜間保育加算＋処遇改善等加算（基本分単価、障害児保育加算及び夜間保育加算に係るものに限る。））×7/100	96/100
			乳児				
	61人から	三号	一、二歳児	350	（基本部分＋夜間保育加算＋処遇改善等加算（基本分単価、三歳児配置改善加算及び夜間保育加算に係るものに限る。））×14/100	（基本部分＋障害児保育加算＋夜間保育加算＋処遇改善等加算（基本分単価、障害児保育加算及び夜間保育加算に係るものに限る。））×7/100	96/100
			乳児				
百分の十二地域	20人から30人まで	三号	一、二歳児	820	（基本部分＋夜間保育加算＋処遇改善等加算（基本分単価及び夜間保育加算に係るものに限る。））×13/100	（基本部分＋障害児保育加算＋夜間保育加算＋処遇改善等加算（基本分単価、障害児保育加算及び夜間保育加算に係るものに限る。））×7/100	91/100
			乳児				
	31人から40人まで	三号	一、二歳児	610	（基本部分＋夜間保育加算＋処遇改善等加算（基本分単価及び夜間保育加算に係るものに限る。））×12/100	（基本部分＋障害児保育加算＋夜間保育加算＋処遇改善等加算（基本分単価、障害児保育加算及び夜間保育加算に係るものに限る。））×7/100	98/100
			乳児				
	41人から50人まで	三号	一、二歳児	490	（基本部分＋夜間保育加算＋処遇改善等加算（基本分単価、三歳児配置改善加算及び夜間保育加算に係るものに限る。））×16/100	（基本部分＋障害児保育加算＋夜間保育加算＋処遇改善等加算（基本分単価、障害児保育加算及び夜間保育加算に係るものに限る。））×7/100	95/100
			乳児				
	51人から60人まで	三号	一、二歳児	410	（基本部分＋夜間保育加算＋処遇改善等加算（基本分単価及び夜間保育加算に係るものに限る。））×15/100	（基本部分＋障害児保育加算＋夜間保育加算＋処遇改善等加算（基本分単価、障害児保育加算及び夜間保育加算に係るものに限る。））×7/100	96/100
			乳児				
	61人から	三号	一、二歳児	350	（基本部分＋夜間保育加算＋処遇改善等加算（基本分単価、三歳児配置改善加算及び夜間保育加算に係るものに限る。））×14/100	（基本部分＋障害児保育加算＋夜間保育加算＋処遇改善等加算（基本分単価、障害児保育加算及び夜間保育加算に係るものに限る。））×7/100	96/100
			乳児				